

〒
現住所

氏名

様

発行日 令和 年 月 日

男鹿市長 菅 原 広 二
(公印省略)

()

定額減税調整給付金（不足額給付）支給のお知らせ

※ 定額減税調整給付金（不足額給付）とは、令和6年に支給した定額減税調整給付金（当初分）の算定に際し、令和5年所得を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：定額減税調整給付金（当初分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給いたします。

マイナンバーで登録された口座への振込となりますので、特に申請の手続きは必要ありません。

支給方法	
支給日	
金融機関	
口座種別	
支給額	円

（1）調整給付金（不足額給付）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 ①	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 ②	控除不足額計 ③ (①+②)
	<input type="text"/> 円	+ <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円
			↓
			令和7年の所要額 ④ (上記③を1万円単位に切り上げ)
			<input type="text"/> 円
支給額	令和7年の 所要額 ④	調整給付金（当初分） 支給額（令和6年）	調整給付金（不足額給付） 支給額
	<input type="text"/> 円	- <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円

下記のいずれかに該当する場合は、月 日 () までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。
必要書類を送付いたします。

ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

お問い合わせ
男鹿市総務企画部企画政策課
定額減税調整給付金担当
☎ 0185-24-9122